

はらいずみちくかっせいかけいかく
原泉地区活性化計画(変更)



静岡県・掛川市

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	原泉地区活性化計画	都道府県名	静岡県	市町村名	掛川市	地区名	原泉地区	計画期間	H20～H22
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	------	------	---------

目 標

原泉地区は、掛川市北部の中山間地に位置しており茶が主な生産物となっている。傾斜地が多く規模の拡大が難しいため、小規模な零細農家により支えられているが、高齢化や兼業化が進み現在の茶工場の運営が困難になりつつある。

そこで、茶工場を再編整備することで地区の農業生産基盤を強化し、地区の農業生産の維持を図り、耕作放棄地の発生を防止し、農業産出額の増加を目指す。これにより農業収入の安定化を図り、定住人口の減少率2.1%(16～19年平均)を年間2%に抑えるとともに、生産された農産物の直接販売体制を整備することにより、交流人口の3%増加を目指す。

また、静岡県としても「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」において、茶産出額740億円(H22)を目標として取り組みを進めているところであり、原泉地区を対象に産地構造改革計画を策定し、茶業振興を図るとともに交流人口の増加に向けた取り組みを進めるなど、農山村地域の振興に向けた支援を行っている。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、掛川市北部の原野谷川の流域に広がり、耕地面積84ha、標高100～500m、市の中心部からは、車で約20分かかる。産業としては、農業および林業が行われている。農業は、川の流域のわずかな平地に水田があり、その周辺の傾斜地で茶の栽培が行われている。また、少数ながら野菜栽培や酪農に取り組んでいる農家もある。林業については人工林が135haあるが専業で取り組んでいる経営体は少ない。

また、農業従事者の70%以上が65歳以上であり、若手はほとんどが兼業農家である。新規就農者についても会社を定年後に就農するケースが多く、若手の専業農家が増える見込みは少ない。理由としては、傾斜地が多いため規模拡大が困難であることがあげられる。

一方、地区内には地元も出資をしている第三セクターが運営する日帰り温泉施設とキャンプ場があり年間16万人程度の利用者がある。施設内には、地元の有志で経営する食堂や農産物の販売所を設置するとともに、定期的に朝市を開催するなど地産地消を推進している。

現状と課題

当地区では、茶の生産拠点として現在は5つの共同茶工場がそれぞれ経営を行っている。しかし、組合員の高齢化により荒茶製造のための労働力確保が困難になっている。このままでは、耕作を継続することも難しくなり、生葉の生産が減少し、各茶工場とも過剰な設備をかかえることとなり製造原価の高騰が危惧される。

以上のことから、茶工場の継続的な経営の基盤づくりが課題である。

今後の展開方向等

茶については現在ある5工場を1工場に集約して、効率的な運営を行い生産コストの低減を図る。なお、高齢化に伴い、耕作放棄地が増えることが懸念されるため、茶園管理についても一部共同化を行い、省力化による生産量の維持・農産物の直販体制を整備し交流人口の増加を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号 イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
掛川市	原泉地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	農事組合法人 原泉茶業組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

原泉地区(静岡県掛川市)	区域面積	3,279ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地区の総面積3,279ha(2005センサス)のうち、耕地面積が84ha、林野面積が2,726haとなっており、全体の約85%を占めている。 また、農家人口が320名であり、地区の人口611人の約52%を占める、農業が産業の主体となる区域である。		
②法第3条第2号関係： 当該地区の人口は平成16年の668人から平成19年には611人と4年間で8.5%も減少している。 地区活性化のためには、基幹産業である農業の振興をはかり、定住と交流を促進することは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 当該地区は7つの集落で構成されているが、各集落とも家屋間の平均距離は約50m以上で商店もほとんどなく、市街地を形成している区域及び都市計画法に基づき指定される用途地域は含まれていない。 また、人口密度は18.6人/km ² であり、掛川市全体446.9人/km ² や静岡県488.1人/km ² に比べかなり低い。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

該 当 な し

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該 当 な し	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画最終年度の翌年度5月に、定住人口については掛川市統計資料、交流人口については地区内の交流施設である「ならこの湯」、「ならこの里」の利用実績を元に増減の把握を行う。また、耕作放棄地については掛川市統計資料、農業産出額については農林水産省統計資料などにより把握を行う。その結果から、計画主体である掛川市と静岡県が目標達成状況の検証を行う。